

クラブファンタジー 会則

第1条 (名称)

本会は、クラブファンタジー (神戸女学院大学音楽学部同窓会) と称する。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を会長宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、会員相互の研鑽と親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の研鑽と友誼を深めるための行事の開催
- (2) 「クラブファンタジーだより」の発行
- (3) 会員の活動支援
- (4) 在校生の活動支援
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業

第5条 (会員)

本会は、次の者をもって構成する。

- 1 会員 神戸女学院大学音楽学部 (その前身を含む) 及び音楽専攻科、大学院音楽研究科を卒業または修了した者。
- 2 神戸女学院大学音楽学部 に在籍した者で本会が入会を認めた者。

第6条 (会費)

- 1 会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。
- 2 前項により納入された会費は、返還しないものとする。

第7条 (役員・選任方法および任期)

- 1 本会には、次の役員を置く。役員は会員の中から推薦により決定する。

会長 1名
副会長 1ないし2名
理事 10名以上20名以内
監事 2名

- 2 役員は任期は2年1期とし再任を妨げない。ただし連続して3期までとする。

第8条 (名誉会長・顧問)

- 1 本会の活動について助言を得るため、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、会長であった者の中から理事会において委嘱する。
- 3 顧問は、役員であった者の中から理事会において委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第9条 (役員職務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長・副会長および理事をもって構成する理事会を組織し、会則に定める職務を執行する。
- 4 監事は、各会計年度末に会計を監査し、これを理事会に報告する。

第10条 (役員報酬及び費用)

- 1 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、会務のために要した費用が支給される。

第11条 (クラス委員の役割)

- 1 本会に、各学年の代表として、クラス委員を一名ずつ置く。
- 2 クラス委員は学年代表として全てを委任されると共に、理事会の運営を補佐する。

第12条 (クラス委員総会の構成と招集)

- 1 クラス委員総会は、クラス委員と役員をもって構成する。
- 2 毎年1回、会長が招集し開催する。
- 3 クラス委員総会の資料と記録は保存する。

第13条 (理事会の決議)

理事会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。

第14条 (議事録)

理事会の議事については、議事録を作成する。

第15条 (会計年度)

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 会計口座の管理は会計担当理事が行う。

第16条 (会則の変更)

この会則は、理事会の決議を経て改正することができる。

附 則 この会則は、1992年11月4日より実施する。

第1回改訂 2002年3月5日
第2回改正 2003年3月1日
第3回改訂 2004年3月1日
第4回改訂 2014年3月1日
第5回改訂 2015年4月16日
第6回改訂 2016年4月1日
第7回改訂 2017年4月1日
第8回改訂 2018年3月15日
第9回改訂 2022年5月7日
第10回改訂 2023年4月15日